抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	0	79,000	—	79,000	33,400	112,400
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	442,800	0	—	442,800	86,400	529,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	300	0	—	300	300	600
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	39,400	0	—	39,400	15,200	54,600
乾燥濃縮人C1―インアクチベーター	1瓶	0	3,200	—	3,200	500	3,700

（注）

「23年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第三　平成24年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25%50mL1瓶	1,924,800
乾燥人フィブリノゲン	1ｇ1瓶	5,500
組織接着剤	cm^2	6,090,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位1瓶	76,300
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位1瓶	46,600
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅻ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位1瓶	21,800
人免疫グロブリン	2.5ｇ1瓶	1,684,900
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位1瓶	400
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶	442,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位1瓶	39,400
乾燥濃縮人C1―インアクチベーター	1瓶	0

○厚生労働省告示第百四十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十四年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第三項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第一項の規定に基づき定める平成二十四年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。

第一　平成二十四年度に献血により確保すべき血液の目標量

平成二十四年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇〇一万リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十四年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十三万リットル（血漿採血二十八万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百八万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第二　前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十四年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血に関する普及啓発活動の実施

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じ、対象となる年齢層への啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性、血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。